

高松地方裁判所委員会（第19回）議事概要

1 日 時

平成21年12月3日（木）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）植村倫子，菊池則明，木原光治，木村斉，佐藤武彦，玉置俊二，堀井茂，宮脇初恵，山下隆資（五十音順，敬称略）

（事務担当者）坂本事務局長，松井総務課長，藤本総務課課長補佐

（オブザーバー）松本民事首席書記官，川崎刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○委員，●説明者）

(1) 委員自己紹介（新任の植村委員）

(2) 「市民から見た裁判所について」の説明

弁護士である堀井委員から，裁判所や裁判官に対する市民の意識，特に法曹人口問題も含めた裁判官数及び裁判官の執務状況を中心とした説明（講演）をいただいた。

(3) 意見交換

■ 本日の委員会では，ただ今の堀井委員の説明を聴いた感想を述べていただくなどして，意見交換を行いたい。

○ 堀井委員の説明を聞いて，裁判官の実情を知った。裁判官は余裕のある仕事であり，少しばかりの裁判を扱って，後はふんぞり返っていればいいのかと思っていたが，非常に忙しくて寝る間もない激務であると知った。資料にもあるが，弁護士の人数は増え続けているのに，裁判官の人数が増えていないようだが，何か事情があるのか。

● 弁護士会としては，裁判官を増やすようにと要望を出してきたが，昭和五，六十年ころの最高裁判所は，当時の裁判官数で十分事件を処理できると言っていたように思う。裁判所が予算要求すれば，それなりの増員が得られたと思う。法曹三者で法曹人口の増加を協議したとき，裁判所も増員に前向きであった。司法改革の際に，規制緩和によって経済活動が活発になるので，その事後措置を行うために弁護士の人数が増やされたが，なぜか裁判官の人数はそれほど増えていない。この点は謎である。

○ 裁判官は，人数が少ないと仕事が忙しくなり，忙しいので自室に閉じこもって世間から離れてしまうという悪循環になってしまうので，裁判官の人数を制限をするのではなく，増やすことで問題が解決に向かうと思う。

○ 裁判官の採用や定員は，どうなっているのか。

■ 裁判官も公務員であるから，定員がある。最高裁判所が，毎年，定員分の予算要求を行っている。

○ 最近では，裁判官の採用者数も増えている。また，裁判について，今までは本来やらなくても良かったような無駄なことをやってきたところがあり，訴訟進行の合理化や事件の選別などの努力をしている。そのような努力をした上で，さらに裁判官の人数を増やすことを検討すべきだと思う。

○ 裁判官の中には，仕事の忙しさから心身に故障が生じる人はいないのか。裁判官へのメン

タルケア等の研修が行われることが望ましい。

- どの職場もそうだと思うが、精神的に病む人はたまにはいる。しかし、裁判官の場合、その人数は少ないと思う。
- 何年か前に、多くの司法修習生と話をしたが、その中で裁判官や検察官を目指す者は1人か2人であり、ほとんどが弁護士志望の者であった。司法修習生の中では、裁判官は神様のような人種であり、仕事も厳しくて大変であるとの意識が強いのではなかろうか。裁判官を増やすためには、予算の問題もあると思うが、その他に裁判官は魅力のある仕事である、紛争解決の伝道者である、市民に身近な存在である等という部分を広く見せる機会が必要だと思う。小・中・高校生が将来を見つめるとき、裁判官がやりがいのある仕事だとアピールする機会があれば良いと思う。最近では、裁判員経験者の多くが、裁判官と接して印象が変わったと記者会見で述べている。裁判員制度浸透のためには、裁判官が一番アピールできる職種であるから、裁判員制度を推進して定着させていくためには、市民に裁判官の仕事をもっと見てもらうことが必要である。
- 裁判官への任官希望者は必ずしも少なくないが、求められる資質や能力からなかなかない困難な職業である。これは昔も今も同じである。
- 日本の市民は、刑事裁判によって真実が明らかになることを期待している。日本以外の国では、法律家も一般市民もが刑事裁判はその人に刑罰を与えるだけの十分な証拠があるかどうかを決めるものだと考えており、真実は別のところで明らかになっていくものだと考えている。裁判官には刑事裁判で真実を解明する社会的責務を負っていると考えられていたのが、これまでの日本の裁判の特殊なところである。これは、日本の検察官や警察官にも同様に期待されていることであり、そのような中、裁判員裁判が始まり、その意識を変えるのか変えないのか、捜査手法を変える必要があるのか、さらには、刑事裁判の役割は何かという積極的な問題として考えていく必要があると思う。
- 本日は、活発な意見交換をしていただき、ありがとうございました。次回も、引き続き、市民から見た裁判所について意見交換をすることとしたい。

5 次回予定

平成22年5月27日（木）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「市民から見た裁判所について（第2回）」